

一関市告示第283号

次の書類は、送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないため送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

また、この書類は、一関市役所内総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者の住所又は居所が判明したときは、その都度納税義務者に交付する。

令和8年10月16日

一関市長 佐藤 善 仁



書類の名称	送達を受けるべき者の氏名
令和8年度市民税・県民税・森林環境税 納税通知書兼決定通知書	阿部 ほのか
令和8年度市民税・県民税・森林環境税 納税通知書兼決定通知書	佐々木 翼
令和8年度市民税・県民税・森林環境税 納税通知書兼決定通知書	NGUYEN VAN TOT
令和8年度市民税・県民税・森林環境税 納税通知書兼決定通知書	鈴木 広典
令和8年度市民税・県民税・森林環境税 納税通知書兼決定通知書	WAHYU DWI ANTO
令和8年度市民税・県民税・森林環境税 納税通知書兼決定通知書	高橋 正行
令和8年度市民税・県民税・森林環境税 納税通知書兼決定通知書	ZIN KO LATT
令和8年度市民税・県民税・森林環境税 納税通知書兼決定通知書	QI QIAOLING
令和8年度市民税・県民税・森林環境税 納税通知書兼決定通知書	LI HONG